

令和 7 年度事業計画書

特定非営利活動法人佐奈川の会

1.事業実施の方針と内容

特定非営利法人佐奈川の会は、自然環境と共生できるまちづくりを基本理念に愛知県の東三河地方を流れる佐奈川の環境改善に関する事業を市民、学校、企業、各種団体、行政が協力して行うことで、単に佐奈川の環境改善を図るだけでなく、佐奈川に対する市民の親近感を高め、環境に対する意識の啓蒙啓発を行い、さらには地域コミュニティーの一体感を醸成するとともに、活動による世代間交流を通し青少年の社会性の増進と健全育成を図るなど多面的に地域社会に貢献していくことを目的とし、本法人定款第 5 条の事業として具体的には次の事業計画を実施する。

- ① 佐奈川河川敷の植生保護に関する事業
 - ・ 金屋中学校前及び中部小学校前の佐奈川土手の多自然型草刈および整備の実施
- ② 佐奈川の水質浄化と生態系の保護に関する事業
 - ・ 金屋区域とその上流、下流の生態系の観察や調査活動をイベント等で行い、他地域で活動する他の環境団体とも連携を図る。
- ③ 佐奈川の美観増進に関する事業
 - ・ 金屋中学校前及び中部小学校前の佐奈川土手にて草花の育成を行う
- ④ 佐奈川環境改善に関する意識の啓蒙啓発
 - ・ 豊川市内の小学生を対象に、佐奈川をいかだで下る体験イベントを行い、河川環境への関心を高める。また、小中学生の河川に関する調査発表、意見交流会を開催する。
 - ・ コスモス鑑賞会と同時に、河川環境に関するイベントを行う
- ⑤ 市民、行政、企業のパートナーシップによるまちづくり(グラウンドワーク)に関する調査研究を実施する。
 - ・ P T Aを含めた幅広い教育関係者、町内会を含めた地域社会、および老人福祉施設、愛知県・豊川行政と連携し、河川環境改善活動を柱とした上でさらに深く広げていくために、地道な話し合いと調査研究を続けていく

2.事業実施スケジュール

- ・ 主な事業は、別紙年間スケジュールに記載
- ・ 他団体との連携を有する事業は、他団体と調整を行いながら随時実施